

(様式3-1) 研究研修活動記録票(研究会、研修会開催又は参加に要する経費)

嬉野市議会議員

芦塚 典子

開催月日	令和7年10月27日(月)		
開催時間	10:00~17:00		
開催場所	京都市南区東九条西山王町1		
主催者	(株)廣瀬行政研究所		
研修会等の名称	地方議会セミナー		
講師等の氏名等	元全国市議会議長会法制参事 廣瀬 和彦 氏		
内容・結果等	<p>≪判例から読み取る政務活動費の適正支出の境界線≫</p> <p>1. 政務活動費とは 裁判になってしまうと、書類を出さなければならない。支出は、マニュアル、手引きとかあるが、5~10年立っているのは、見直しが必要。マニュアルが指針になるが、裁判でプラスになるマニュアルが必要。随時、更新が必要。宿泊費等の高騰が続いている。費用弁償等の更新が必要。総務省では、会派に対する補助金(本人の申請が必要)の考え方。交付金(本人の申請はない。議員としての権利としてもらえる)の考え方の違いがある。(佐倉市:地方自治法に基づく条例なのか、支出として認められるのか、)※条例が必要、(その他の経費)とは適当ではない。具体的費目が必要。名称の変更:使途の透明性の確保の努力義務を課す規定。政務活動の制度と費用弁償の制度とは別(裁判の事例)後援会活動は、広報(支出の対象になっている。1/2認められている)清算払いと概算払い。条例で領収書で、自治法上、出さなくてよい。条例で義務付けている場合は別。活動報告書を出す必要がない【民訴法220条】総務省:法律を基礎に解釈する。政務活動は弁護士に聞くことがよい。交付対象:地自治法上:会派又は議員(会派活動と議員活動があるので)議員個人は一人会派とみなす</p> <p>2. 政務活動とその他の議員活動が併存した場合の按分率 広島高裁判例:仙台高裁判例:東京高裁判例:札幌高裁判例:1/2</p> <p>3. マニュアル・手引きについて(発生主義か現金主義か(会計年度独立の原則=公債権の支出について(利子・マイレージ等::私的使うことは問題ない) 仙台高裁(タクシー利用を1/2)広島高裁:全額)大阪(ジャンボタクシーを適法)</p> <p>4. 宿泊費・日当費の定額支給できる。5、食事代(各費目共通:範囲内で認める) マツメ: 政務活動費の交付に関する条例において、研究研修費等各項目があるが、「その他の経費」という項目については、適当ではない。使途の透明性を確保するために具体的な項目が必要である。従って項目についても見直す必要がある。</p>		
上記活動に要した経費	経費の内容	支払先	金額(円)
	出席者負担金		0
	会費		0
	旅費		0
	宿泊費		0
	合計	別紙明細	0

(様式3-1) 研究研修活動記録票(研究会、研修会開催又は参加に要する経費)

嬉野市議会議員

芦塚 典子

開催月日	令和7年10月27日(月)		
開催時間	10:00~17:00		
開催場所	京都市南区東九条西山王町1		
主催者	(株)廣瀬行政研究所		
研修会等の名称	地方議会セミナー		
講師等の氏名等	元全国市議会議長会法制参事 廣瀬 和彦 氏		
内容・結果等	<p>5. 政務活動費と会計年度 自治法208条【会計年度独立の原則】①関係年度における歳出は、その年度の歳入を持って、これを充てなければならない。政務活動費には会計年度独立の原則を適用しなければならない義務はない。【発生主義】【現金主義】 年度をまたがるETC代金の取り扱い 用途基準マニュアル⇒マニュアルに法的効果なし 利子・マイレージ等の取り扱い:補助金の性質を有しており、公金の性格を有さない。 ☆議会活動から離れた活動で合理的関連性が認めなければ支出不可。</p> <p>6. 自動車経費 ①ガソリン代 ②リース代 松枝地裁判例1/2 タクシー代に肯定的な考え。ジャンボタクシー 仙台高裁:交通費に該当する</p> <p>7. 旅費の計算手法:実費弁償方式と定額方式</p> <p>8. 宿泊費・日当の定額支給(各費目共通)9. 食事代:宿泊費の中に含むかどうか。</p> <p>10. 視察等キャンセル料:理由が明確であること。(各費目共通)</p> <p>11. 視察調査(調査研究費)①基本的な考え方:東京高裁:合理性がある場合 岡山地裁:合理性がある場合は12. 海外視察「必要性を欠くということができない」場合に認められる。付随する行程が私的な観光として一部認めなかった。 広島高裁:視察経費全額適法と判示。山形地裁:当該部分を考慮した按分が適用。</p> <p>12. 会費・参加費:東京地裁:ライオンズクラブ不可能。青年会議所会費不可能(大阪地裁は可能)</p> <p>13. 研修会費:①誰を対象に開催されたか。②調査研究と関連性があるのか。③講師が専門家であるのか。④報告書が作成されたか。今後どのように役立てるか。 市民と一緒にワークショップを開く=対象にならない 政務活動のための広報・広聴活動のためなら出せる。名古屋高裁:全額返還命令</p> <p>14. 広報誌の支出:オンブズマンから訴えられた例、政務活動で補填すべきである。 市政に対する考え方を市民に伝えるべきである。東京高裁:100%、0、50%</p> <p>19. 後援会:東京高裁と仙台高裁は違う☆ホームページ:</p> <p>20. 選挙直前の広報誌:任期前、政争の考え方(公約のPR、総括は認められない。</p>		
上記活動に要した経費	経費の内容	支払先	金額(円)
	出席者負担金		0
	会費		0
	旅費		0
	宿泊費		0
	合計	別紙明細	0

(様式3-1) 研究研修活動記録票(研究会、研修会開催又は参加に要する経費)

嬉野市議会議員

芦塚 典子

開催月日	令和7年10月27日(月)				
開催時間	10:00~17:00				
開催場所	京都市南区東九条西山王町1				
主催者	(株)廣瀬行政研究所				
研修会等の名称	地方議会セミナー				
講師等の氏名等	元全国市議会議長会法制参事 廣瀬 和彦 氏				
内容・結果等	<p>21. 領収書の宛名:東京高裁:支出を認める(例外)後援会等はダメ 広報誌の保存の是非(裁判の時重要)【2020. 6. 25東京高裁】</p> <p>23. はがき・切手の購入:買ったものを使った立証する必要がある (大阪高裁):購入した年度に使用しなかった切手は、支出することはできない</p> <p>24. メガフォン・マイク・スピーカー【2019. 1. 17広島高裁・50%認容判決】</p> <p>25. 飲食を伴う会議費用:単発の懇親会はダメ。懇親会の前にフォーラムがある場合は認容。厳しく律しているところがある。アルコールが出る会議はアウト 【東京地裁:明らかに合理的関連性を欠くとまでは言えない】 【仙台高裁:調査研究のための必要性に欠けるものであったことを認めるべきである】</p> <p>27. 新聞代:業界紙一冊目からOK【2016. 12. 21東京高裁判決】</p> <p>29. 一般的な書籍(資料購入費)、趣味や娯楽の本はダメ(文芸春秋は娯楽なのか) 週刊誌:特集を組んである場合、31. 住宅地図:選挙活動の一貫(裁判上は可) 合理的関連性がある場合は認められる。全額支出可能。</p> <p>32. 人件費:会派で雇用している人件費100%、雇用契約書必用、全額充当と50%</p> <p>36. パソコン・タブレット購入:【仙台高裁:携帯電話があればタブレットが不要とは いうことはできない。パソコン:1/2以上は政務活動費から支出は違法である。</p> <p>38:携帯電話:可能、一人4分の1、【仙台高裁:1/2占めている。専用と上限】 佐倉市は1/4上限</p> <p>マトメ:政務活動費においては、広報費の是非、事務費用の範囲、飲食を伴う会議費用、議長交際費・経費の準用、資料購入費の範囲、パソコン・携帯電話購入など、他の市議会また判例等を参考にして、随時見直しをする必要があると思われる。</p>				
上記活動に要した経費	経 費 の 内 容	支	払	先	金 額 (円)
	出席者負担金				0
	会費				25,000
	旅費				38,520
	宿泊費				9,890
	合 計				73,410